

4月からの国民健康保険税の特別徴収について

●平成22年2月の年金から国民健康保険税をお支払いいただいた方

口座振替での納付を選択されていない方や国保資格の異動がなかった方については、引き続き、2月の特別徴収額と同じ額を平成22年4月・6月・8月の年金から特別徴収(仮徴収)させていただきます。

●平成21年4月2日から10月1日までの間に65歳になられた世帯主の方 および美波町に転入された世帯主の方

下記①②の条件をどちらも満たしており、口座振替での納付を選択されていない世帯主の方は、原則平成22年4月の年金から特別徴収(仮徴収)が始まります。特別徴収の金額は、平成21年度の年税額から計算した金額になります。

<特別徴収の対象となる方>

- ① 4月1日現在において、世帯主を含む世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主の方
※ご自身が国保に加入していない擬制世帯主の方は除きます。
- ② 年額18万円以上の年金を受給している方(複数の年金を受給している方は、全部の金額の合計ではなく、1つの年金で18万円以上であること)。
※ただし、介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合は対象となりません。

特別徴収の対象となる方には、4月の年金受給時まで、仮徴収期間(4・6・8月)の特別徴収額を記載した「仮徴収のお知らせ」をお送りいたします。

- 4月・6月・8月の仮徴収期間中に特別徴収した金額が、7月に確定する年税額を上回る場合は差額分を還付させていただきます。
- 平成21年10月2日以降に65歳になられた世帯主の方および美波町に転入された世帯主の方で、上記①②の条件をどちらも満たす場合は、原則平成22年6月から順次特別徴収の対象者となります。
- ※ 平成22年2月の年金から特別徴収されていた方のうち、平成22年度中に75歳になられる方や、21年度の途中で65歳未満の世帯員が国保に加入された方は、特別徴収の対象者とならないため、平成22年度は現金納付または口座振替で国民健康保険税をお支払いいただくこととなります。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎ 77 - 3615

■ 税務保険課からのお知らせ

① 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

税務保険課では、4月1日(木)から8月2日(月)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるのと同時に、借地人・借家人についても使用又は収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋の登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

② 家屋を取り壊した場合の届出について

家屋を取り壊した場合は、税務保険課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

【お問い合わせ先】 役場税務保険課 ☎ 77 - 3615